

平成15年 9月25日(木)

- 再 開 10時00分
- 市 民 局 10時00分
- 職員紹介 10時00分
- 決算説明 10時00分
- 国民健康保険事業特別会計
- 質疑・質問 10時34分
- 問 レセプトについて教えてほしい。
- 答 医者にかかると医療費が請求されることになっているが、その明細書である。  
不納欠損7.2億円。収入未済額24億円ある。一般会計から29億円入っているが、その分で不納欠損7.2億円と収入未済額24億円分を補っているイメージがある。
- 問 一般会計からの繰入の大部分は法令に基づく繰入で、不納欠損、収入未済と何ら関係はない。
- 問 不納欠損、収入未済の所得別の割合はわからないのか。
- 答 滞納状況表ということで分類している。(資料で提出)
- 問 減免措置はどうなっているのか。
- 答 軽減制度と減免制度がある。法令上の対象になっているのは軽減制度であるが、7割、5割、2割の3種類の軽減がある。7割は25,451、5割は3,108、2割は5,168世帯の軽減措置をとっている。軽減対象者については一般会計からの繰入措置をしている。その財源は、国庫2分の1、県が4分の1、市が4分の1である。減免は2,750世帯、減免額は1億1,553万円である。
- 問 監査委員の報告にあるように被保険者は増加しているが、医療費が下がっている原因は。
- 答 被保険者数は加入者が増加して、3.96%ふえている。保険制度が変わって病院にかかったときの個人負担の割合が変更になり自己負担がふえ病院にかかる回数が減っている。それと14年度から会計年度が4月から3月までであったが、3月から2月の診療月の請求という形に変更になったので11カ月分になり減った。
- 問 高所得者でも滞納しているものがある。払えるが払わない人に対する措置はどうされているのか。低所得者については欠損という形をとるのか、免除を含めて対応されているのか。
- 答 公平の観点から保険料をすべての人から納めていただくのが大前提である。所得が高くても払わない人については徴収のスタンスを変え、差し押さえまでも含めた強行な立場で対応している。低所得者で滞納になっている人については、法令上不納欠損理由である無財産、生活困窮、所在不明等を考慮して、やむを得ず不納欠損の取扱いをしている。
- 問 不納欠損という形でなしに減免の措置を施すような対策を考えないのか。
- 答 賦課所得以下の人には所得割はゼロである。低所得者の人で、老人、母子家庭、障害者の人については、減免制度でさらに2割減免できる制度がある。免除は災害等ではあるが、それ以外はない。保険証の交付形態を普通1年更新であるのを、1ヶ月、2ヶ月、4ヶ月の短期保険証を送付し、分納等の方法にもっている。1年以上滞納があった場合、家庭の事情を見て、資格証明書を送っている。
- 問 不能欠損をするのは払わない得くのイメージがある。たとえば減免措置で1円でも5円でも保険料をとればいい。
- 答 言われるとおりであるので短期証というのを重視している。1ヶ月、2ヶ月、4ヶ月があるが、その都度窓口に来ていただいている。そして、納付指導、納付相談をし

ている。県下においても短期証の制度をやっているところは案外少ない。

問 出産貸付金の執行率が低いのはどうしてか。予想が立たないためか。

答 病院に支払うときと保険給付にタイムラグが生じる。病院への立替と言う形で貸し付けをしている。当初予算では貸付金を240世帯を予定していたが、決算上は123世帯になっている。ご希望の方にすべて貸付が実行できるように予算を組んだ結果こういう形になっている。

問 立て替えるのだったらすべての人に立て替えたらどうか。

答 貸し付け制度は持っていないで、13年度から制度をつくった。いろいろ要望があって給付が早く被保険者に渡るようにということで、1週間以内にお金が渡るようになっていた。その間もお金を持ってないかたもいるので、そういう方のために制度を設けているのが趣旨である。

問 保険料収入未済額が約24億円あるが、毎年の回収率はどのくらいか。

答 平成14年度、滞納繰越分で10.57%である。

問 国民保険料を払わなくてはいけない人数、払わない人数、未収の人数は。

答 被保険者数は167,076人、世帯数が86,711世帯、その内、滞納世帯数は23,866世帯。23.1%が滞納世帯となっている。

問 収納率向上対策をもう少し詳しく説明願いたい。

答 電話催告、収納指導員による訪問徴収、職員による夜間窓口の開設、資格証明書、短期証を利用した窓口納付相談等を実施している。

問 滞納繰越分の5億ほどしか回収できないのに収納率向上特別策費として6,600万円も使っているのはいかがなものか。

答 滞納者だけをターゲットにやっているのではなく被保険者の全体に対して実施している。

問 21名の収納指導員のためだけの経費が5,479万円か。

答 収納指導員には報酬として4,448万円を払っている。収納指導員には、特に滞納者に重点を絞って徴収をしてもらっている。

問 保険というのは自分のためにかけるのが基本である。公平感を持たさないと行けない。滞納者対策にある程度努力するのはやむを得ないが、保険料を払わない人にお金をかけすぎなくてもいいのでないか。

答 日本の医療制度は国民皆保険である。アメリカのような自由診療方式でない。社会保険を離脱されると必ず国民健康保険に入ってください。そして保険料は必ず徴収する。それが法律の体系になっている。

問 保険料を払わなくても見てもらえるという最低の保証があるのでないか。

答 短期証はある程度保険料を納めていただかないと発行していない。

問 保険料は払わないけれども、いくらか出せば見てもらえるのか。

答 そういう人については保険証を出さないということとはできない。

問 保険料を分割して納付している件数はどのくらいあるのか。

答 14年度中の分納は約1,600世帯である。

問 調定額という定義について共通認識のために教えてほしい。

答 調定額は納めてもらうべき額である。軽減、減免があれば調定額が減ってくる。

問 黙っていれば滞納として調定額が残るのか。きちっと減免を申請していたらその分は減るのか。

答 7割5割軽減については所得を見て申請がなくても保険料が減るので調定も減っている。2割軽減については本人の申請で条件にあったら調定額を変更をしている。減免は本人からの申請である。

問 減免制度をよくPRして対象者をふやすと結果として収納率が上がることになり、調整交付金が入ってくることになるのでないか。

答 一般現年分の収納率が90%を超えると調整交付金が1億6千万円ぐらい入ってくる。減免制度についてはパンフレットや納付書で詳しい説明等をしている。また、6月の納付書を送る前に広報で特別号を組んでPRをしている。

問 21人の収納指導員の中で25万円もとっている人がいる。この人はこういうPRはしているのか。

答 保険料が少なくなった方が保険料は徴収しやすく、収納指導員の報酬にも跳ね返ってくるので、減免、軽減については、収納指導員全体会議で指導している。

問 減免は複雑であるので丁寧に窓口で相談にのらなければいけない。24億円も収入未済額があるのだから、行政評価システム等できちっとプロジェクトを組んでやるべきである。滞納者の状況を細かく分析して対策を実施すべきである。民間であったらどのべんだらりとしなない。

答 保険料の軽減、減免制度については、個々のご家庭の事情があるので、窓口で対応させていただいているのが実態である。

問 口座振替率は滞納状況の表に入っていないのか。

答 入っていない。

問 それくらいの分析はしないとだめである。原因をつかまないと対策が打てない。こんな面白いテーマはないと思うが。

答 口座振替率は調査していないが、所得のない人は90%以上は口座振替にされていないと思う。

問 口座振替率が低いところは滞納率が高いと思う。21人も収納指導員がいるのだから、口座振替の指導や減免のPRをしなくてははいけない。そうすることによって、収納率がどんと上がって90%を超える。成果が上がっていないのだから対策をとっていないのと等しい。

答 14年度には収納指導員が21人いたが、15年度から16人に人数を減らしている。収入未済額が大きいので収納指導員の収納システムを変更している。

問 5,500万円ほどの経費をかけていくら徴収したのか。

答 14年度の納期を過ぎた現年度分で4億4,020万円、滞納分で2,480万円である。納期を過ぎて20日経ったら督促を送る。その後に集金する。課の方針としては、調整交付金の関係で現年度の収納率向上に力を入れて取り組んでいる。収納指導員についても体制を変えて今までは集金が主であったが、ふたつに分けて、電話催告での納付指導にも重点を置いている。報酬についても14年度では1人18万程度であったが、15年度は12万程度になっている。

問 成果主義、能力主義になっているのか。

答 基本給は2万円で後は能率給である。

問 やり方、ソフトの問題である。形だけでなく中身にもっと知恵を出してほしい。16人の収納指導員に検討させるのもひとつの方法である。

答 収納指導員制度については、15年度から新たな方法をやっているなのでその推移を見たい。

問 出産一時貸付金の未回収は発生しないのか。

答 一世帯24万円の一時金貸し付けは、給付金との差し引きになるので未回収は基本的には発生しない。

問 レセプト点検140万件の内、記載誤りはどの程度あるのか。

答 14年度については、5,865件で3,898万円効果があった。委託料については2,973万円である。

問 収納に努力されているが、国や県からの補助金や一般会計からの繰入金金をふやしたり、減免制度を充実させるのが根本的な問題の解決につながると思う。

答 国庫支出金の増額について、全国市長会とか近畿の国民健康保険協議会を通じて強

力に要請している。県の補助金についてもすべての保険者といっしょに県に対して要望している。市の一般会計からの繰入については基本的に法令にもとづくものということをお大原則にしている。

要 望

国・県に対して強力に要望を続けていただきたい。一般会計からの繰入についても全世帯数の過半数が国民健康保険に入ろうとしていることから、法定だけでなく繰入することをぜひ検討していただきたい。

問

短期保険証の発行数は。

答

短期証の発行状況は8月末現在で、1ヶ月証143、2ヶ月1,205、4ヶ月917である。資格証明証が2,364世帯である。

問

法定減免については広報や資料とかはあるが、分納制度についてはうたっているものはない。

答

分納については具体的にはうたっていないが、督促、催告、保険証更新の前の通知とかで納付相談で対応している。

問

臨時の職員も含めて窓口で若い人がたくさん対応されていると思うが、決まった減免については研修されているからきちんと説明されると思うが、分納についてはきちんとうたっていないので対応に問題がある例が見られる。電話や窓口対応については丁寧な対応や実情に応じた対応ができるように徹底していただきたい。

答

13,000程度が窓口交付対象、その世帯については10月末に催告書を送付、11月初旬に呼び出し状を送付している。どうしても医療機関にかかられる人については、窓口や電話で確実に対応するので、その際、できるだけ納付がしやすい形、それぞれの家庭の事情にあわせて丁寧に対応させていただきたい。

問

実情に応じた分納も含めて、少しずつでも、払う意思のある人には、滞納額に差があったとしても、ゼロよりいいわけであるから、弾力的に対応していただきたい。

答

それぞれ家庭の事情は違うのでそれらについては窓口の職員は誠心誠意努力させていただいている。今後もさらにやらせていただくのでご理解をいただきたい。

問

保険料には純保険料と附加保険料があると思うが。

答

国保の保険料自体はすべて医療費に出している。職員給与費、管理事務費、諸経費についてはほぼ100%繰入金で賄っている。

問

生活保護世帯は国保に入っていないのか。

答

生活保護については、医療扶助があるので、生活保護を受けると国保の加入者で無くなる。

問

滞納もなくなるのか。

答

納めていない部分は滞納として残る。

要 望

日本は皆保険である。常に収納率の向上に向けて頑張ってください。

○

市民局終了

11時40分

○

休 憩

11時40分

○

再 会

13時00分

○

建 設 局

13時00分

○

職員紹介

13時00分

○

決 算 説 明

13時01分

駐 車 場 事 業 特 別 会 計

○

質 疑 ・ 質 問

13時07分

問

P10で駐車場使用料収入も駐車場利用台数も13年度より減っているが、その理由についてどう考えているか。

答

経済の低迷と中心市街地が活性化されていないことが大きな原因である。姫路市営の公営駐車場の中で大手前地下は前年比で14.4%減、大手前公園地下は25%余り下が

っている。駅前の立体駐車場は 4.3%上がっているが、これは3ナンバーの車を入れるようにしたためである。それ以外はどこもマイナスという状況である。

問  
答

駐車場事業特別会計の借金はどれぐらいあるのか。

事業は平成5年に完了し、35億円の工事費であり25年で償還する計画である。平成28年まで支払う。35億円のうち11億円については、道路の貸付金であり無利子である。

市債の償還元金は14年度は約3億 1,941万円でそれに対する利子は約 7,194万円である。

問  
答  
問

この特別会計に駐輪場は関わるのか。

駐車場だけの特別会計である。

借金の利子が約 7,200万円でかなり負担になっているようだが、一括で返すことはできないのか。

答  
問

できない。

繰入金の中には駐車場と駐輪場が入っていると聞いたが、駐輪場をつくった借金も含まれるのではないのか。

答

償還の中には入っているが、駐輪場については元金、利子とも一般会計から繰入になっているので、支払いと相殺される。

問  
答

利用率を上げるためにも料金を下げる必要があるのではないのか。

周辺の18社について料金を調べたが、東駅前町3社については1時間 350円、14社については 400円、大手前パーキングについては 450円であり、ほぼ均衡が取れている。

市でもポイントカードになっている千姫カードや特別契約という各商店街で割引のカードにも取り組んでもらっている。元々国の補助事業でやっている所以で周辺の民間の経営を圧迫しない範囲での競争という主旨でやっている。今しばらくはこの状況で検討したい。

問  
答

利子に多額の負担をする一方で、あまり活用されていない基金もあるように見受けられる。もっと効率的に資金を運用できないのか。

平成12年から14年にかけて市債を金利の安いものに借り換えている。12年度は 7.2%から1.89%に、13年度は 6.2%から0.93%に、14年度は 5.5%から0.86%に借り換えた。

問  
答

借換はできるのか。

政府系金融機関から借りている分についてはできない。民間で借りている分は10年になっていたもので、順次借り換えをしていったということである。

問  
答

借り換えができるものはすべてしてしまったということか。

そうである。

問  
答

政府系金融機関から借りている分の金利はいくらなのか。

平成元年当初は 7.2%であった。一番安いもので平成4年度に借り入れた分は 4.4%であった。

政府系金融機関から借りている分で借り換えができるのは、上水道事業、工業用水道事業、下水道事業に関わるものである。

問  
答  
問  
答  
問  
答

最終的に累積赤字はどれぐらいでなのか。

収支差額の累計は約10億 7,577万円の赤字がでる。

それはいつの時点か。

平成29年である。

駐車台数をふやすための努力はどうしているのか。

プリペイドカードを導入し、1,000円で購入し1,100円分使用できるとか、千姫カードについては、13商店街で200店舗が加盟しており、3,000円以上買い物をした人に300円から800円の補助をしている。特別契約として二階町通りや御幸通りの各商

店街のお客は 350円で利用できる。

市としては、自動精算機や事前精算機の購入、また利用者の利便性の向上のために案内表示を壁や床に設置した。夜間料金の設定や誘導案内システムの強化、今年度においても経費の節減ということで 7.2%、684万円の減になっており、現在も努力している。

問  
答  
意見

駐車場の壁に広告を出してもらうことはできないのか。

国庫補助の関係もあり目的外使用は難しいが検討していきたい。

市街地の活性化で祭りやイベントをやって駅前のにぎわいがあるようにして、駐車場が停められなくなるようにしないと、駐車場でコツコツやってもあまり効果はないように思う。

問  
答

局長や部長は現場に足を運んだことがあるのか。

時間を分けて行ったし、日曜日に行ったこともある。今年度の契約の時に人を減らし、約 1,000万円管理費が減った。今後、今ある機械式が多く空いているし、機械の修理にお金がかかる時期にもなるので、今年度機械式を撤去して全部平置きできるようにする方針である。ただ、機械を撤去するにも国の許可があるので、予算がついても来年度必ずできるとは限らないが、撤去する方向で現在検討している。

問  
答

24時間営業にする考えはないのか。

現在午後11時まで営業している。24時間営業にすれば余計に人件費がかかる。今のままでいきたい。

問  
答

現在の北側からだけの入口では利用しにくいと思うがどう考えているのか。

安全管理上無理である。また換気口、信号機、電飾もあるので物理的にも改造は難しい。侵入口がわかりにくいという指摘もあるので、横の横断幕の看板を上げたりして観光客や市民にわかりやすい表示をしている。

問

機械式を撤去して全部平置きできるようにするにはかなり時間がかかると思うが、どう考えているのか。

答

国の最初の条件があるので、それをクリアしていくのに時間が必要である。

要 望

営業努力が必要である。商店街ともよく話し合い、どうすれば車を停めてくれるかを考えてもらいたい。

問  
答

近隣の駐車場と似たような料金をとっているのか。

そうである。

問  
答

民間駐車場と経費の比較をしたことがあるのか。

調査したことはない。

要 望

民間に負けない市民サービスをしてもらいたい。

問  
答

場所が空いているのなら一部を月極めにする考えはないのか。

定期利用といって一日何回出入りしても同じで、満車であれば出なければならないという方式の導入も検討している。機械を撤去した場合80台の減になるので、定期利用がいいのかどうかも検討したい。

管理費に14年度は 9,200万円かかっていたが、15年度は公社との契約が 6,000万円台になっているので、ここ2年ほどでおそらく 2,000万円は下がっている。

料金については、一概に値下げをしたら増収になるというものでもない。今後研究したい。

問  
答

一般会計からの繰入は駐輪場の分だけなのか。

駐輪場の一般会計からの繰入は元金も利子も満額で、駐車場の方は元金の2分の1で金額は1億 3,000万円である。

問  
答

一般会計からの繰入の見直しが無理なのは、法的に無理なのか、財政的に無理なのか。

答

繰入金ルールはあくまでも財政課の予算の割り振りで決まる。

委員長	駐車場の収入は使用料が主であるので、営業努力をしてもらい、市民サービスにも力を入れてもらいたい。	
○	建設局終了	13時50分
○	下水道局	13時59分
○	職員紹介	14時00分
○	決算説明	14時00分
	下水道事業特別会計	
	前処理場事業特別会計	
	水洗便所普及奨励事業特別会計	
○	質疑・質問	14時30分
問	P11の下水道使用料徴収経費約1億2,580万円は水道局に渡していると思うが、水道局の会計を見ると下水道局からもらうお金が約1億1,430万円である。この約1,100万円の誤差は何か。	
答	組合に徴収してもらっている経費である。	
問	P3の使用料の不納欠損額が大幅に増え約1,400万円になっている理由は何か。	
答	1社で約1,100万円の滞納がある。その分の交付要求を裁判所にしたが、資産がまったくないということで交付金はゼロであった。	
問	P3の負担金の不納欠損額は土地の新しい地主から取れるのではないか。	
答	新しい地主に対して受益者負担金として取ることはできない。接続してもらうときに、相当額を寄付金として収入している。	
問	P20の前処理場事業に対する財政健全化調整特別会計繰入金からの繰入について、予算では1億5,000万円であったものが調定額で5,800万円では下水道局として困るのではないか。	
答	財政当局と打ち合わせをしながら17年度に解決するという話をしていく。	
問	市債の未償還残高のピークはいつ頃にくるのか。	
答	現在の状況では15年度がピークである。15年度は約1,927億円である。合流改善等いろいろな問題があるが、未償還残高の推移を見ながら執行していきたい。	
問	P3の使用料の不納欠損額1,423万円を揖保川流域下水の不納欠損と姫路市直営の部分の不納欠損に分けることはできるのか。	
答	揖保川流域については、姫路市と龍野市が立て替えて県に払う。維持管理費の使用料としての負担金と資本としての負担金を分けて県に払っている。市民からは料金表に基づいて徴収する。県に払っている額より市民から徴収する額の方が少ないと思う。	
問	P3の使用料の不納欠損額については、大きな倒産がなければ100万円台で済むということか。	
答	そうである。	
問	P32の資料は今まで出ていなかったと思うが、下水道事業特別会計を企業会計に移行しようとしているのか。	
答	決算統計について、国から県を経由して提出書類があり、それには特別会計であっても収益的収支、資本的収支に分類している。今回から参考に収益的収支、資本的収支を掲げている。企業会計になるともっと明確になる。仮に企業会計にするなら全部資産の洗い直しをして残存価格を求め、資産総計を行う。今の状況ではいつ頃企業会計に移行するという話は出ていないし、考えていない。	
問	私道に下水管を入れる場合に道幅が1.8mあって2、3軒から要望があれば市の負担でやってくれると聞いているが、1.8mあるかないかで何が違うのか。	
答	道幅が1.8mあれば機械掘削が可能ということである。	
問	下水道事業特別会計にはどれぐらいの資産があるのか。	

- 答 資産価値の数値は出ていない。資本的収支は単年度で出しており、累積の分は出していない。
- 問 里道に下水管を入れる場合には道幅が 0.9m ぐらいでも無料でやっているのではないか。
- 答 里道の場合は重機が入らなければ手掘りでもやるような工事設計で考えている。
- 問 市債の未償還額のピークが平成15年にくるということであったが、資料によって額が異なるものがある。どういうことなのか。
- 答 13年度末で下水道事業の市債の未償還残高は 1,952億 6,000万円で、14年度末 1,929億 1,500万円で、15年度末はほぼ横ばいと聞いている。14年度から15年度へ事業繰越した関係もあって起債の額が異なって書かれている資料もある。こういうピークがしばらく続くと理解してもらいたい。
- 問 単年度償還額のピークは17年ごろにくる。下水道事業の起債の場合、5年間は利息だけ払っているのではピークがずれる。
- 問 市債の借り換えはできないのか。
- 答 下水道事業にはできるものはない。
- 問 P5の一般会計からの繰入について、何か決まりがあってこういう繰入額になっているのか。
- 答 総務省の下水道事業にかかる一般会計からの繰出基準があり、雨水費等繰入金はその基準に基づき繰り入れている。汚水費補填繰入金については、使用料収入で不足する部分を一般会計から繰り入れてもらっている。建設事業費繰入金については、財源が起債と国庫補助金と受益者負担金であるが、それに不足する分について一般会計から繰り入れてもらっている。
- 問 P7の処理水売却収入について、どこに売却しているのか。
- 答 大塩ゴルフ場である。
- 問 P13の浚渫清掃費にはお城周辺の浚渫の費用もここに含まれているのか。
- 答 これは下水道管の浚渫であって、一部水路という説明をしたのは高木の前処理場のほうでは管ではなく水路を利用しているところがあり、それについて説明した。
- 問 前処理場事業について、使用料はいくらなのか。
- 答 前処理場と済み汚水と両方合わせて1㎡当たり 180円で、来年度 190円、17年度 200円というところまで協定ができています。
- 委員長 この3会計は生活と切り離すことができない事業である。これから都心部の排水対策や調整区域の管渠事業等々市民が生活をしやすいようにさらに努力してもらいたい。
- 下水道局終了 14時59分
- 現地視察について 15時00分  
午前9時30分から下垣内地区（農業集落排水事業）及び中央卸売市場を視察することに決定。
- 散 会 15時02分